

諸 証 明

各種証明書の発行について

卒業生の進学や就職等の必要書類として卒業証明書や成績証明書、また在校生の学割証や在学証明書等の発行を依頼された場合に、学校で各種証明書を発行します。個人情報扱いますので依頼者の本人確認を必ず行い、根拠書類と照合して正確な処理を行うとともに、その記録もきちんと残しておきましょう。

諸証明発行の流れ(卒業・在学・通学・成績証明書)

内 容	申請者	事務	校長	留意点等
証明書発行の申し出	○	○		電話もしくは直接学校へ連絡があるので、申請書が必要な旨を伝え記載してもらう
証明書交付申請書作成	○			申請書を取りに来れない場合は、郵送・FAX・メール等で学校から申請者に送る
申請書を元に情報確認		○		指導要録・卒業証書授与台帳等で該当者を確認する
書類作成		○	○	希望されている証明書を作成し、学校長に決裁と割印をもらう
本人確認後、申請書の学校記入欄を記載し、証明書交付	○	○		本人確認を必ず行うこと 代理人受け取りの場合は、委任を受けた方の本人確認を行うこと
申請書を発行台帳として保管する		○		発行した証明書の控えは2-1-62諸証明綴りへ保管する(5年保管)

成績証明書
封筒記入例

開封無効
成績証明書
封筒記入例
様
中

* 申請者が遠方の場合、申請書を郵送してもらう時に、本人確認書類のコピーを送ってもらい、証明書郵送の時に一緒に返却する

* 成績証明書は、「開封無効」と表示した封筒に厳封する

学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書発行の流れ

内 容	申請者	事務	校長	留意点等
生徒・保護者より申請の申し出	○	○		片道100kmを超える旅行かどうか確認
学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書作成	○			本人もしくは保護者に記載してもらう
申請書確認		○		
学校学生生徒旅客運賃割引証作成 (学生証等在学を証明するものがない場合は、在学証明書を発行)		○	○	学校長に決裁と割印をもらう。(旅券を行きと帰りで違う駅で購入する場合は2枚作成する。往復購入する場合は1枚でも可)
申請書の学校記入欄を記載し、割引証交付	○	○		切符を利用する際には、身分証明書又は、在学証明書を携行することを伝える
申請書を発行台帳として保管する		○		発行した証明書の控えは2-1-62諸証明綴りへ保管する(5年保管)

証明書交付申請書と割印を押印する

第 30-1 号

成績証明書

平成30年度の1件目の場合、2件目の場合は30-2と記載する

卒業時の氏名で証明する

氏名 四万十 長太郎

生年月日 昭和 11 年 12 月 1 日生
平成

上記の者の成績を下記の通り証明いたします。

教科 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	
3学年	3	3	3	4	3	5	5	5	2	

指導要録で確認できる場合は最終学年の成績を記入する

平成 30 年 9 月 15 日
〒 777-999

学校所在地 高知県高岡郡四万十町〇〇番地

電話番号 0110-22-3456

学校名 四万十町立 四万十町立四万十中

学校長名 管理 職太郎

高知県高岡郡四万十町立四万十中学校長印

統合等により証明する学校が違う場合

証明書交付申請書と割印を押印する

第 30-1 号

成績証明書

平成30年度の1件目の場合、2件目の場合は30-2と記載する

卒業時の氏名で証明する

氏名 窪川 小次郎

生年月日 昭利 45 年 12 月 1 日生
平成

上記の者の成績を下記の通り証明いたします。

教科 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	

根拠書類の保存年限を過ぎているため、証明できる書類がありません。

証明できない場合、斜線を入れる

指導要録で確認できる場合は成績を記入する
指導要録が破棄されている場合は、証明できない旨の説明を記入する

平成 30 年 9 月 15 日

〒 777-999

学校所在地

高知県高岡郡四万十町

電話番号

0110-22-3456

学校名

四万十町立 四万十中学校

学校長名

管理 職太郎

〇〇番地
高知県高岡
郡四万十町
立四万十中
学校
印校長印

統合等により、卒業した学校が現存しない場合、年月日と理由を記載する

平成10年4月1日 山川中学校は四万十中学校に統合

割印

証明書交付申請書と割印を押印する

第 30-1 号

卒業証明書

平成30年度の1件目の場合、
2件目の場合は30-2と記載する

卒業時の氏名で証明する

卒業証書授与番号を台帳で確認して記載する

氏名 窪川 小次郎

生年月日 昭和 45 年 12 月 1 日生
平成

卒業証書授与番号 (2700)

上記の者は、昭和 61 年 3 月 31 日 本校を卒業したことを証明します。
平成

平成 30 年 9 月 15 日

〒 777-999

学校所在地

高知県高岡郡四万十町〇〇番地

電話番号

0110-22-3456

学校名

四万十町立 四万十中学校

学校長名

管理 職太郎

高知県高岡郡四万十町
立四万十中
学校長印

統合等により証明する学校が違う場合

証明書交付申請書と割印を押印する

第 30-1 号

卒業証明書

平成30年度の1件目の場合、2件目の場合は30-2と記載する

卒業時の氏名で証明する

卒業証書授与番号を台帳で確認して記載する

氏名 窪川 小次郎
 生年月日 昭和 45 年 12 月 1 日生
 平成
 卒業証書授与番号 (3734049)

上記の者は、昭和 61 年 3 月 31 日 山川中学校を卒業したことを証明します。
平成

統合等により、卒業した学校が現存しない場合でも卒業した学校名を記載する

平成 30 年 9 月 15 日
〒 777-999

学校所在地 高知県高岡郡四万十町○○番地
 電話番号 0110-22-3456
 学校名 四万十町立 四万十中学校
 学校長名 管理 職太郎

高知県高岡郡四万十町立四万十中学校長印

統合等により、卒業した学校が現存しない場合、年月日と理由を記載する

平成10年4月1日 山川中学校は四万十中学校に統合

割印

証明書交付申請書と割印を押印する

第 30-1 号

在学証明書

平成30年度の1件目の場合、
2件目の場合は30-2と記載する

氏名 四万十 五郎

生年月日 平成 15 年 12 月 1 日生

上記の者は、本校第 3 学年に在学していることを証明します。

平成 30 年 9 月 15 日

〒 777-999

学校所在地

高知県高岡郡四万十町〇〇番地

電話番号

0110-22-3456

学校名

四万十町立 四万十中学校

学校長名

管理 職太郎

高知県高岡
郡四万十町
立四万十中
学校長印

契印

記入例

No. 1

通学証明書

学校種別 又は指定番号		区分	義務課程
----------------	--	----	------

通学者の氏名・ 年齢及び性別	香川 太郎 (20才)		Ⓜ 女
通学者の居住地	高松市浜ノ町8番33号 電話 087 (111) 1234		
部科及び学年	部	科	学年(年次)
証明書番号	学生証の番号を記入		
通学区間	高松 駅	坂出 駅間	經由
通学定期乗車券の有効期限	1	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月	日から
通学証明書の有効期限	2018	年	月 日まで

証	2018 年 月 日発行	
明	学校所在地	代表者
	高松市浜ノ町8番33号	
	学校名	職印
	四国旅客鉄道学園	
	学校代表者氏名	
	高松 太郎	

- この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。
- この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを○で囲む)してください。
- この証明書のうち※印は、通学者が記入してください。
- この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年	月	日まで
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

卒業証明書・成績証明書の記入例

証明書交付申請書 (卒業・在学・通学・成績)

必要とする者の	ふりがな 氏名	四万十小次郎 <small>(卒業時氏名 窪川 小次郎)</small>			年 組	男
	生年月日	昭和 45 年 12 月 1 日 平成	卒業・成績証明書の場合、必要ないので記載不要			
	卒業年月 <small>(卒業・成績の場合記入)</small>	昭和 61 年 3 月 平成				
必要とする 証明書及び目的	1	卒業証明書 1 通	料理学校受験の為			
	2	在学証明書 通				
	3	通学証明書 通				
	4	成績証明書 1 通 <small>卒業後5年を経過している場合は、根拠書類の保存年限を過ぎているため「証明できる書類がありません」との証明になります。</small>	料理学校受験の為			
申請者 <small>(代理申請の場合、委任された人が記入)</small>	四万十町立 四万十中 学校長 様 上記の通り交付申請します。 平成 30 年 9 月 15 日 住所 高知県高岡郡四万十村12番地 氏名 四万十小次郎					印
委任欄 <small>(委任した人が記入)</small>	上記証明書の交付申請・受領権限を下記の者に委任します。 平成 年 月 日 委任を受けた者 住所 氏名 委任をした者 住所 氏名					印

* 以下、学校記入欄

発行年月日	平成 30 年 9 月 15 日	証明発行番号	30-1
		卒業証書授与番号	2700
本人確認書類 * 確認後は返却 <small>(在学と通学は不要)</small>	運転免許証 健康保険証 その他		担当者確認印 担当

在学・通学証明書発行の場合、在校生なので本人確認不要

申請者が遠方の場合、コピーを申請書と一緒に送ってもらい、証明書と一緒に返却すること

卒業証明書と割印を押印する(成績証明書を同時発行の場合はそちらも)

割印

卒業証明書・成績証明書代理申請の記入例

* 代理申請の場合、申請者欄以外は委任した人が記載してください。
卒業台帳等照合後、申請書と相違があった場合は、必ず委任者と申請者で連絡を取りあって情報の確認を行ってもらうようにしてください。

証明書交付申請書 (卒業・在学・通学・成績)

必要とする者の	ふりがな 氏名	^{たいへい} ^{なごみ} 太平 和 <small>(卒業時氏名 瀬戸内 和)</small>		年 組	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	生年月日	<input checked="" type="text" value="昭和"/> 平成	45 年 12 月 1 日	卒業・成績証明書の場合、必要ないので記載不要	
	卒業年月 <small>(卒業・成績の場合記入)</small>	<input checked="" type="text" value="昭和"/> 平成	61 年 3 月		
在学・通学証明書の 場合、在校生なので 不要	1 卒業証明書	1 通	料理学校受験の為		
	2 在学証明書	通			
	3 通学証明書	通			
	4 成績証明書	1 通	料理学校受験の為		
必要とする 証明書及び目的	卒業後5年を経過している場合は、根拠書類の保存年限を過ぎているため「証明できる書類がありません」との証明になります。				
申請者 (代理申請の場合、委任された人が記入)	四万十町立 四万十中 学校長 様 上記の通り交付申請します。 平成 30 年 9 月 16 日				
	住所 高知県高岡郡四万十村12番地 氏名 四万十小次郎 <input checked="" type="text" value="印"/>				
委任欄 (委任した人が記入)	上記証明書の交付申請・受領権限を下記の者に委任します。 平成 30 年 9 月 15 日				
	委任を受けた者 住所 高知県高岡郡四万十村12番地 氏名 四万十小次郎 委任をした者 住所 大分県播磨郡大海町110番地 氏名 太平和 <input checked="" type="text" value="印"/>				

* 以下、学校記入欄

発行 年月日	平成 30 年 9 月 16 日	証明発行番号	30-1
		卒業証書授与番号	2700
本人確認書類 * 確認後は返却 <small>(在学と通学は不要)</small>		<input checked="" type="text" value="運転免許証"/> 健康保険証 その他()	担当者確認印 <input checked="" type="text" value="担当"/>

在学・通学証明書発行の場合、在校生なので本人確認不要

委任を受けた方の本人確認をおこなうこと

卒業証明書と割印を押印する(成績証明書を同時発行の場合はそちらも割印を押す)

割印

在学証明書・通学証明書の記入例

証明書交付申請書 (卒業・在学・通学・成績)

必要とする者の	ふりがな 氏名	四万十五郎 <small>（卒業時氏名）</small>		3年1組 <small>（在学・通学の場合記入）</small>	男 女
	生年月日	昭和 平成	15年12月1日		
	卒業年月 <small>（卒業・成績の場合記入）</small>	昭和 平成	年月		
必要とする 証明書及び目的	1 卒業証明書	通			
	2 在学証明書	1 通	携帯電話購入の為		
	3 通学証明書	通			
	4 成績証明書	通	* 卒業後5年を経過している場合は、根拠書類の保存年限を過ぎているため「証明できる書類がありません」との証明になります。		
申請者 <small>（代理申請の場合、委任された人が記入）</small>	四万十町立 四万十中 学校長 様 上記の通り交付申請します。 平成 30 年 9 月 15 日 住所 高知県高岡郡四万十町112番地 氏名 四万十長次郎 印 <small>* 在学生の場合印不要</small>				
委任欄 <small>（委任した人が記入）</small>	上記証明書の交付申請・受領権限を下記の者に委任します。 平成 年 月 日 委任を受けた者 住所 氏名 委任をした者 住所 氏名 印 <small>在学証明書・通学証明書は在籍生徒の為本人確認ができるため印は不要</small> <small>平成30年度の1件目の場合、2件目の場合は30-2と記載する</small>				

* 以下、学校記入欄

発行年月日	平成 30 年 9 月 15 日	証明発行番号	30-1		
		卒業証書授与番号			
本人確認書類 * 確認後は返却 <small>（在学と通学は不要）</small>	運転免許証 健康保険証 その他（ ）		担当者確認印		

在学・通学証明書発行の場合、在校生なので本人確認不要

在学証明書と割印を押印する

割印

学校長 様

学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

下記について、学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を申請いたします。

氏 名	(2 年 1 組) 四万十 四郎	年齢	13 才
生 年 月 日	平成 16 年 12 月 1 日		
利用交通機関	JR		
利 用 日	平成 30 年 10 月 1 日 ~ 平成 30 年 10 月 3 日		
利用区間・枚数	窪川 ~ 東京	2枚	
理 由 (該当に○)	(1) 休暇、所用による帰省 (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動 (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 (4) 就職又は進学のための受験等 (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 (7) 保護者の旅行への随行 (8) その他()		

* 片道100kmを超える旅行に限る

学校学生生徒旅客運賃割引証の
左上の番号を記載する

* 以下、学校記入欄

発 行 日 年 月 日	平成 30 年 9 月 15 日	証 明 書 番 号	1
学校学生生徒旅客 運賃割引証残枚数	2枚	学校学生生徒旅客運賃割引 証と割印を押印する	割 印

行きと帰りで乗る場所が違う場合は、片道で2枚作成する

学校学生生徒旅客運賃割引証
交付申請書と割印を押印する

契
印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

中学校と記載する

年度ごとに番号を取る

第 30-1 号

学校種別又
は指定学校

中学校

※ 乗車区間	利用者が記載する 駅から 駅まで	利用者が記載する 性別
※ 乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 2 学年(年次)	
証明書番号	30-1 在学証明書の証明番号を記載する	
使用者の氏名 及び年齢	四万十 四郎 (13才)	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	
有効期限	平成 30年 9月 21日まで	

平成 30年 6月 22日 発行

有効期限は発行日から3か月

学校所在地 高知県高岡郡四万十町四万十〇〇番地

学校名 四万十町立四万十中学校

学校代表者氏名 校長 管理職 太郎

記載の訂正は、学校長印を押印する

高知県高岡
郡四万十町
立四万十中
学校長印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

平成 30 年 9 月 15 日

高知県教育長 様

学校名 四万十町立 四万十
校 長 管理職太郎

高知県高岡
郡学校十町
立四万十中
学校長印

運賃割引証の残数が減った時、
中部教育事務所に郵送する

学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

請求枚数	交付人員概数	使用見込期間	現在残数	備考(用途)
5 枚	3 名	交付より1年	2 枚	

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成16年4月1日 制定

平成17年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における文部科学省から業務移管された学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の配付業務の取扱については、以下のとおりとする。

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3 学割証の取扱年度

学割証の取扱年度については、毎年5月1日から翌年4月30日とする。

4 学割証の使用に関する調書

学割証を配付された機関（以下「機関等」という。）は、学割証の利用状況を把握するとともに次年度分割当に必要な資料とするため、当該年度の使用状況及び翌年度の使用見込みについて、翌年度の配付希望の有無に係わらず、毎年10月31日までに様式1により、機構学生生活部学生支援企画課に報告しなければならない。

- ② 機構は、前項の報告をとりまとめるうえ、すみやかに文部科学省高等教育局学生・留学生課に報告するものとする。

5 学割証の追加交付

機関等において当該年度分として機構から割り当てられた学割証の数量で不足を生じた場合には、様式2に所要事項、詳細な必要理由とその枚数を記入して追加交付の申請書を提出すること。

6 その他

学割証の取扱の詳細については、旅客鉄道株式会社公告「旅客営業規則」及び「学校・救護施設指定取扱規程」を参照すること。

(※様式1、様式2は添付省略)

学割証の取扱いに関するQ&A

平成30年6月
日本学生支援機構 学生生活部

(学割証の制度について)

Q1：学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q2：学割証はどういう場合に学生・生徒に発行できますか？

A：学割証は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要がありますと認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、通信教育学校用の使用目的についても、有効期間内（Q6参照）であれば一般学校用の学割証と同様の取扱いとなります。

Q3：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）

Q4：学割証はJRバス各社の高速バスも対象になりますか？

A：各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q5：学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

Q6：通信課程の学生は年間を通して学割証を使用できますか？

A：学割証の裏面「使用上の注意」の（9）にあるとおり、通信課程の場合には面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までが有効です。

(学割証の発行に際して)

Q7：学割証を学生に発行する際に書き損じたり、あらかじめ代表者氏名や所在地等をゴム印で押していたが、代表者や所在地が変更になった場合は？

A：発行者が記入する事項については、二重線で消し、発行者の職印を押して訂正することができます。どうしても困難な場合は、「廃紙」いただくこととなりますが、拾得・悪用されないよう十分ご配慮のうえ、破棄してください。（なお、学割証は配付枚数に制約がありますので、無駄にしないでください。）

Q8：前任者より「1人10枚までの制限がある」と引き継ぎました。11枚以上希望する学生に発行できますか？

A：「1人10枚まで」の制限はありません。（以前、旧文部省より「1人10枚を算出基準とし各校に配付する」との文書が出されておりましたが、現在は毎年10月に学校から提出いただく「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」に基づき配付しております。調書は十分精査の上、作成願います。）ただし、枚数の制限はありませんが、学割証の発行は別紙2「取扱要領」の使用目的の範囲（Q2参照）に限られますので、適切にご指導ください。

Q9：卒業する学生に対して学割証を発行できますか？

A：貴校の学則に基づく学生の在籍期間の使用に対して発行することは可能です。ただし、この場合には有効期限が3ヶ月ではなく、在籍期間の終期までになりますので発行時にはご注意ください。なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する場合は、身分を証明する学生証を携帯する必要があります。同様に、入学式前であっても、在籍期間の始期以降であれば、学生証の携帯を条件に割引普通乗車券を使用することができます。

Q10：学割証の左上の「第 号」は何の番号ですか？

A：当該番号は「学割証発行台帳」に記入する通し番号です。学割証は、「学校及び救護施設指定取扱規則」に基づき、各学校で作成する「学割証発行台帳」により、交付の状況を適切に管理してください。（発行台帳は発行年度ごとに整備し、発行年度の翌年度末まで保管してください。）

Q11：学割証の「学校種別又は指定番号」は何を記入するのですか？

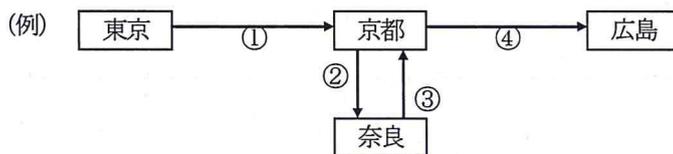
A：一条校（学校教育法第一条に定められた学校）の一般課程におかれては、学校種別（「大学」「短期大学」等の設置者区分）をご記入ください。通信課程や、一条校に該当せず別途、旅客鉄道株式会社（JR各社）の認可を得た学校（専修学校等）におかれては、指定番号をご記入ください。

Q12：東京、広島間を往復する場合、学割証は2枚発行する必要がありますか？

A：学生・生徒が「往復乗車券」を購入する場合は、学割証は1枚で済みます。

Q13：学割証の「乗車券の種類」のうち、「連続」とは何ですか？

A：「連続乗車券」とは、区間の一部が重複する場合、または乗車区間が一周を超える場合等に片道乗車券を連続させた乗車券のことです。例えば東京から広島で行く際に、奈良に寄る場合、京都～奈良間が重複するため、「東京～奈良」＋「奈良～広島」という連続乗車券が発売され、有効期間や運賃はそれぞれの区間を片道乗車券で計算した期間や金額の合算となります。これにより、前述の場合でも学割証の発行は1枚で済みますので、不要な発行のないよう、適切にご指導ください。



Q14：学割証の下の太枠内は何を書くのですか？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）の記入欄ですので、何も書かないようにしてください。

Q15：研究生にも発行できますか？

A：学割証によって購入した割引普通乗車券を利用できる学生・生徒とは、旅客鉄道株式会社（JR各社）の指定学校の「通常の教育課程を行う部科」に在籍し、教育を受けている方です。そのため、科目等履修生や研究生等の非正規生については、発行できません。

(その他、学割証の管理に際して)

Q16：就職活動等が例年より多く、6月頃の交付までに不足することが確実な場合はどうすればよろしいですか？

A：「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」をご提出いただく際に不足のないよう、精査いただくのが原則です。学割証は調書に基づき配付しておりますので、まず在庫を精査し、キャンパス間で融通する等、極力追加交付は避けるようにしてください。ただし、どうしても困難な場合は追加交付を申請していただくこととなりますので、機構窓口（高等学校の場合は都道府県教育委員会等、毎年 of 交付を受ける窓口）までご連絡ください。以上から、調書の提出にあたっては使用状況等をよく検討いただき、来年度の参考に必ず調書の控えを保管し、引継ぎを行ってください。なお、同調書のご提出がない場合、追加交付はいたしません。

Q17：学割証の用紙には有効期限がありますか？残部は毎年廃棄するものですか？

A：未記入の学割証には有効期限はありません。何年でも年度を越えてご利用いただけますので、破棄しないようにしてください。